

粉じん作業特別教育講習 案内書

労働安全衛生法では、事業者は常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせる時は、当該労働者に対し、粉じん作業特別教育規程による特別教育を行わなければならないとされております。(労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条29号) つきましては、標記の講習会を下記日程により開催いたしますのでご案内申し上げます。

1. 日 時 令和7年7月3日(木) 9:00~14:45
2. 講習会場 高知県立地域職業訓練センター (高知市布師田3992-4)
3. 講習科目

| 科 目 | 時 間 |
|---------------------|-------|
| 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 | 1時間 |
| 作業場の管理 | 1時間 |
| 呼吸用保護具の使用の方法 | 0.5時間 |
| 粉じんに係る疾病及び健康管理 | 1時間 |
| 関係法令 | 1時間 |

4. 受講料

| | 受講料 | テキスト代 | 合計 |
|--------|---------------------|-----------------|---------|
| 各地区協会員 | 7,700円 (本体7,000円+税) | 880円 (本体800円+税) | 8,580円 |
| 一 般 | 9,900円 (本体9,000円+税) | | 10,780円 |

*インボイス制度への対応は「請求書」にて行います。受講申込書の事業場名は正式名称をご記入ください。

*テキストは講習会当日にお渡しします。テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。

5. 定 員 80名(定員に達し次第締切ります)

6. 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入の上、FAX等でお申込みください。講習会開催決定後に受講票、請求書、振込用紙(高知銀行でご利用の場合振込手数料は無料)を送付いたします。受講料等は講習会開催日の1週間前までにお振込みくださいますようお願いいたします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込みください。

(振込先)高知銀行 東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

7. 受講取消、受講者変更

受講取消は、令和7年7月1日(火)16時までに当連合会へご連絡ください。受講料等をお振込みいただいている場合は、現金または銀行振込(振込みの場合は、振込手数料をご負担いただきます)にてご返金いたします。受講者の変更は、令和7年7月2日(水)16時までにご連絡ください。以後の取消、変更はできません。

また、指定日時以降の受講取消、講習会当日の欠席は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできません。テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承ください。

8. その他

講習会場は駐車台数に限りがありますので、同事業所の方はできるだけ相乗り等でご来場くださいますようお願いいたします。

<申込・お問い合わせ先> 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 コーポ NOR 1階

TEL:088-861-5566 FAX:088-861-5567